

歩行者も守ろう！交通ルール

歩行者でも**刑事責任**が問われる場合があります。

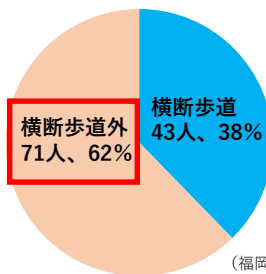
歩行者でも交通ルールを守らないと…

歩行者が交通違反をした場合

- 「赤信号無視」・・・・・・・・・・・・・・ 2万円以下の罰金又は科料
- 「横断歩道がある場所付近での横断歩道外横断」「斜め横断」・・・・・・ 2万円以下の罰金又は科料（警察官の指示に従わず違反した者）

などに問われる場合があります。

【道路横断中死者の状況】



横断歩道外を横断中が**6割以上**、横断歩道を横断中でも**赤信号無視**の違反が見られる

(福岡県：2019～2023年の事故データより算出)



さらに交通事故を起こした場合は…

歩行者の交通違反が原因で交通事故が発生し、相手の運転手等が死傷した場合

歩行者が赤信号を無視して横断するなど交通違反が原因で交通事故が発生し、相手の車の運転手などが死傷した場合は

重過失致死傷
5年以下の懲役もしくは禁固又は100万円以下の罰金

などに問われる場合があります。

歩行者の皆さん、

- 付近に横断歩道がある場合は、横断歩道を必ず渡りましょう。
- 青信号でも、安全を確認して横断しましょう。
- 信号無視は絶対にやめましょう。



福岡県警察